

アクションプラン及び集中強化期間の取組方針

参考資料①

PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン (平成25年6月6日PFI推進会議決定)

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、10年間(平成25~34年)で12兆円規模に及ぶ以下の類型による事業を重点的に推進する。

○ 事業類型及び事業規模

(1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業
: 2~3兆円

(2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で
費用を回収するPFI事業等 : 3~4兆円

(3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を
活かしたPPP事業 : 2兆円

(4) その他の事業類型 : 3兆円

→ 10~12兆円^{※1}

集中強化期間の取組方針 (平成26年6月16日PFI推進会議決定)

アクションプランの取組を加速化し、公共施設等運営権方式について、集中強化期間・重点分野・数値目標を設定し、アクションプランの事業規模目標(10年間で2~3兆円)を前倒して、政府一体となって取り組む。

○ 集中強化期間、重点分野及び数値目標

・集中強化期間 : 3年間
(平成26年度から28年度)

・重点分野 : 空港、水道、下水道、道路

・数値目標

(1) 事業規模目標^{※1}
: 2~3兆円(10年間の目標を前倒し)

(2) 事業件数目標^{※2}
: 空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件

※1 事業規模目標については、民間の提案、イニチアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定したものである。

※2 事業件数目標は、地方公共団体が事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象とすることとし、①集中強化期間に実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件を対象。